

菊川市再生可能エネルギー発電設備の 適正導入に向けたガイドライン

静岡県菊川市

改訂履歴

版数	発行年月	備考
第 1 版	令和元年 7 月 策定	菊川市告示第166号令和元年 7 月24日
第 2 版	令和 3 年 9 月 一部改訂	菊川市告示第161号令和 3 年 8 月11日
第 3 版	令和 5 年 6 月 一部改訂	菊川市告示第143号令和 5 年 6 月15日

目次

1	はじめに	1
2	策定の目的	1
3	本ガイドラインの位置付け	1
4	ガイドライン対象設備	2
5	用語定義	3
6	事業フロー	4
7	計画・立案	5
	（1）エリア設定	5
	（2）事前協議	11
	（3）必要となる法令等の手続	13
8	設計・施工	20
	（1）土地開発の設計	20
	（2）発電設備の設計	22
	（3）施工	23
9	維持管理	25
	（1）保守点検及び維持管理に係る実施 計画の策定及び体制の構築	25
	（2）保安規定に基づく点検	25
	（3）適切な管理	25
	（4）維持管理に係る進捗報告	25
	（5）非常時の対処	26
10	撤去・処分	26
	（1）法令等に基づく適正な撤去・処分	26
	（2）撤去・処分の手続き等	26
11	指導、助言及び改善命令	27
	（1）立入調査	27
	（2）指導、助言	27
	（3）改善命令	27
12	その他	27
	（1）本ガイドラインの適用時期	27
	（2）届出様式	27

菊川市再生可能エネルギー発電設備の適正導入に向けたガイドライン

1 はじめに

平成24年7月1日、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「FIT法」という。）」が施行され、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートした。これにより、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの発電設備が大幅に導入されることとなった。

静岡県においても、全国屈指の日照環境に恵まれ、導入のポテンシャルが高い地域であることから、太陽光発電設備の導入量は平成28年度末時点で152.1万kWに達し、平成21年度と比較すると15倍に増加している。

平成28年度末に県が策定した「ふじのくにエネルギー総合戦略」では、太陽光を「新エネルギー導入拡大の原動力として、引き続き導入の拡大を図る」としており、2020年度末時点で200万kWの導入を目指している。

また、本市においては、「第1次菊川市環境基本計画」（平成22年度～平成31年度）において、地球温暖化対策として、環境負荷の低減に取り組むとともに、温室効果ガスの排出が少ない再生可能エネルギーである太陽光発電設備の導入促進を図っている。

しかし、近年、急速に導入が進んだ結果、一部地域においては、景観、環境、防災等の観点から地域住民との間でトラブルが発生する事例も散見されるようになり、その対策が急務となっている。

こうしたことから、本市では、再生可能エネルギー発電設備の設置にあたり、計画・立案段階から市及び地域住民に情報が提供され、設計・施工、運営（維持管理）、廃止・撤去の各段階で地域との調和が図られるよう、事業者の遵守事項等を示したガイドラインを策定することとした。

2 策定の目的

本ガイドラインは、市内において再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者（以下「事業者」という。）が、本市や地域住民の理解を得ながら、再生可能エネルギー発電設備を適正に設置・管理することにより、地域との調和が図られた再生可能エネルギー発電事業（以下「事業」という。）を適切に実施されることを目的としている。

よって、本ガイドラインでは、計画・立案段階から撤去・処分までの手続や遵守すべき事項等を明示し、事業者に適切な取組を求めるものである。

3 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、再生可能エネルギー発電設備の設置に当たり、経済産業省資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン」の内容を補完し、本市の地域の特性に合わせ、策定するものである。

よって、本ガイドラインにおける国のガイドラインの遵守事項に係る違反については、経済産業省への情報提供を行うものとする。

尚、国のガイドラインの遵守事項に違反した場合、再エネ特措法に規程する改善命令、認定の取消し措置が講じられることがあるため注意すること。

4 ガイドラインの対象設備

本ガイドラインの対象設備は、市内において設置される再生可能エネルギー発電設備（建築物へ設置するものを除く。）とする。ただし、次の区分に応じて、適用範囲が異なる。

また、分割案件（例：実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一つと認められる場所で、複数の太陽光発電施設に分割して設置し、合算した敷地面積1,000㎡以上となる場合）も対象とする。

区分	適用範囲
敷地面積1,000㎡以上の事業用太陽光発電設備（建築物へ設置するものを除く。）	本ガイドラインを適用する。
敷地面積1,000㎡未満の事業用太陽光発電設備（建築物へ設置するものを除く。）	本ガイドラインに定める本市への届出手続部分を除いて適用する。
風力発電設備(すべて)	本ガイドラインを適用する。
バイオマス発電設備(すべて)	本ガイドラインを適用する。
小水力発電設備(すべて)	本ガイドラインを適用する。
その他の再生可能エネルギーを利用した発電設備(すべて)	本ガイドラインを適用する。

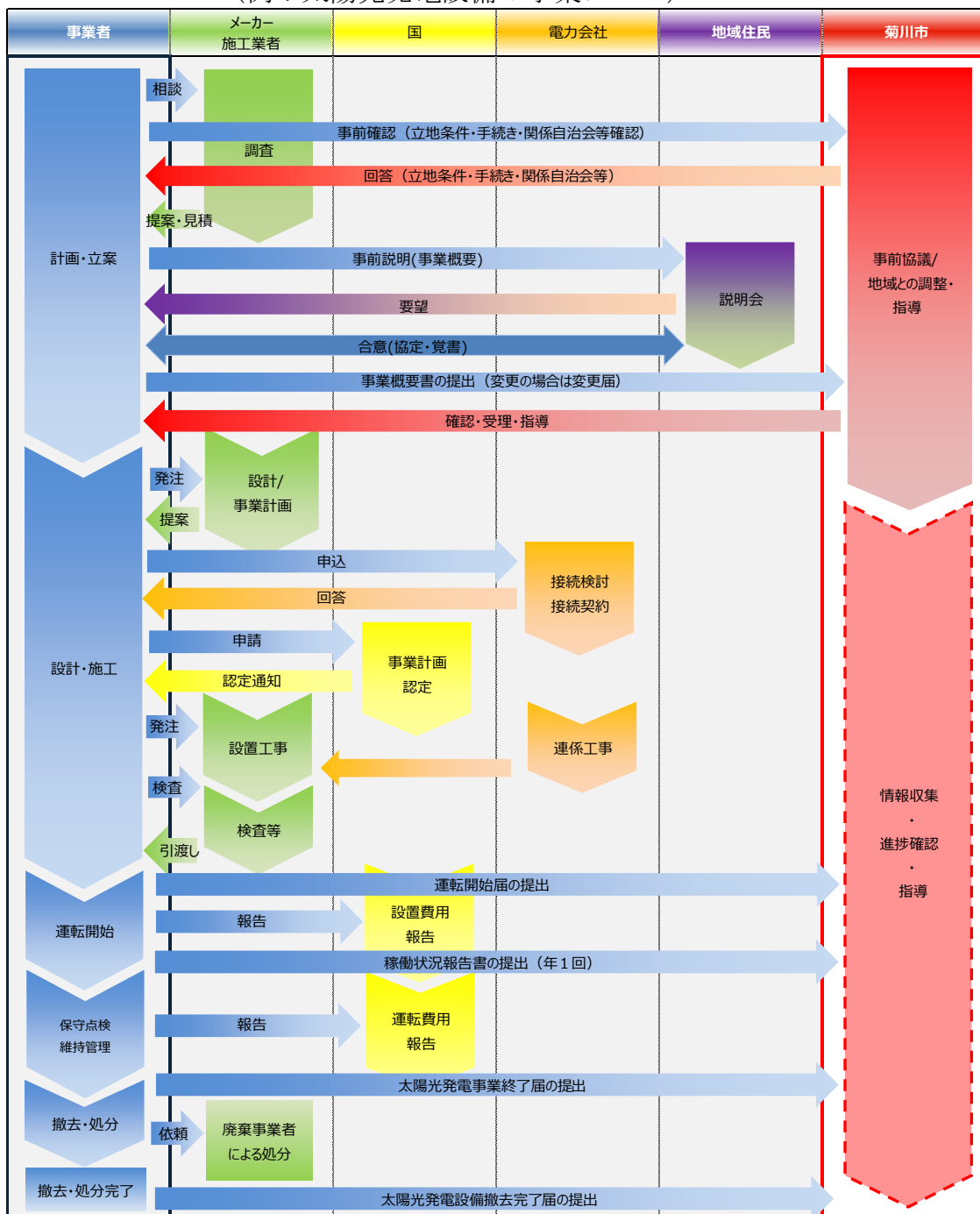
5 用語定義

項 目	内 容
発電設備	再生可能エネルギーを電気に変換するための設備（太陽電池モジュール等）及びその付属設備（建物、調整池、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。
事業用太陽光発電設備	太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備（変圧器、蓄電設備、送電線等）であり、FIT法に基づき、事業計画の認定申請又は設備の認定申請を行なった施設（建築物に設置された太陽光発電設備で、余剰電力を売電するものを含む）。
事業者	再生可能エネルギー発電設備を設置しようとしている者。
発電事業	発電設備における発電および発電事業。
建築物	建築基準法第2条第1項に規定する建築物。
保安規程	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第50条の規定に基づき太陽光発電事業者自らが作成する保守のための規程。

6 事業フロー

再生可能エネルギー発電を実施する場合の手続きは、下記に示すとおり。

(例：太陽光発電設備の事業フロー)



7 計画・立案

(1) エリア設定

再生可能エネルギー発電施設の計画に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災、景観、環境等の観点も含めて検討する必要がある。

本ガイドラインでは、その地域の特性や再生可能エネルギー発電の現状を踏まえた上で、「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」を明示する。

仮にこれらエリアにおいて事業実施する場合については、立地場所の変更も含め入念な検討を行うこと。特に法令等により規制されている場所に関しては、制度上の手続を確実に完了させ、地域住民、関係機関へ説明を行うことで、立地に対する意向、問題点等の把握に努めること。

なお、立地だけでなく撤去・処分が適正に行うことができるよう検討し明示しておくとともに、必要な準備をしておくこと。

① 立地を避けるべきエリア

区域名	根拠法令	概要（理由等）
自然公園区域	自然公園法 静岡県立自然公園条例	自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その中で自然に親しみ、生物多様性の確保に寄与することを目的に指定された公園である。再生可能エネルギー発電設備の設置は、自然環境や景観へ与える影響が大きいことから、立地を避けるべきエリアである。
自然環境保全地域	自然環境保全法 静岡県自然環境保全条例	自然環境保全地域は、優れた自然環境を有している地域を保全するとともに、生物多様性の確保等を推進し、将来にわたりこれを継承するために指定した地域であり、工作物の設置や木竹の伐採等、自然環境の保全に影響がある行為は規制されている。

鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区は、野生生物の保護・管理を目的に指定しており、うち、特別保護地区は特に鳥獣保護を図る必要がある区域として指定している。特別保護地区では、工作物の設置や木材の伐採等、鳥獣保護に影響がある行為は規制されている。
区域名	根拠法令	概要（理由等）
廃棄物最終処分場（搬入が終了している場合でも、廃止手続が完了していない処分場を含む。）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	再生可能エネルギー発電設備を設置することにより、廃棄物最終処分場の適切な維持管理に支障をきたすおそれがあることから、立地を避けるべきエリアである。
廃棄物の不法投棄地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	再生可能エネルギー発電設備を設置することにより、原因者による不法投棄地の原状回復に支障をきたすおそれがあることから、立地を避けるべきエリアである。
土壌汚染対策法に基づく要措置区域	土壌汚染対策法	要措置区域は土壌汚染により健康被害が生じ、又は生じるおそれがある土地であるため、土地の形質の変更が原則として禁止されている。

農用地区域 甲種農地又は 採草放牧地 第1種農地又は 採草放牧地	農業振興地域の整備に関する法律 農地法	農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市が策定する農業振興地域整備計画により、農業上の利用を確保すべき土地として設定されている区域である。今後も優良な農地として利用を図るべきであるため、再生可能エネルギー設備の設置を避けるべきエリアである。 また、農用地区域以外であっても、10ha以上の規模の一団の農地や農業公共投資の対象となった農地は、農地法の第1種農地等に該当し、良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先される土地であることから、再生可能エネルギー発電設備の設置を避けるべきエリアである。
保安林	森林法	保安林は、水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が制限されている。

区域名	根拠法令	概要（理由等）
① 河川区域 ② 河川保全区域 ③ 河川予定地	河川法	出水時に流下阻害発生のおそれがあると同時に、河川管理施設を損傷させるおそれがある。 ① 1号地：河川の流水が継続して存する土地 2号地：河川管理施設の敷地である土地 3号地：1号地と一体管理されるべき区域 ② 河川や河川管理施設を保全するために必要な最小限度の土地 ③ 河川工事により、新たに河川区域内の土地となるべき土地

① 海岸保全区域 ② 一般公共海岸区域	海岸法	再生可能エネルギー発電設備の設置により、公衆の自由使用を妨げ、海岸保全施設を損傷させるおそれがある。 ① 海岸地盤の変動被害から海岸を防護するため海岸保全施設等の管理が必要な区域 ② 自然公物として公衆の自由使用に供される公共海岸のうち①を除いた区域
特別緑地保全地区	都市緑地法	歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る区域であり、都市の良好な自然的環境となる緑地を現状保全するため、立木の伐採や土地の形質変更等が規制されている。
指定等文化財区域	文化財保護法 静岡県文化財保護条例 菊川市文化財保護条例	文化財は、一度失ってしまえば二度とよみがえることのない、国民共有のかけがえのない財産である。法令に基づき指定等されている文化財は保護を原則としており、指定文化財等が存在するエリアは立地を避けるべきである。

② 立地に慎重な検討が必要なエリア

区域名	根拠法令	概要（理由等）
産業廃棄物最終処分場跡地 （最終処分場の廃止手続が完了した区域）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあることから、慎重な検討が必要である。
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域	土壌汚染対策法	汚染土壌が存在するため、土地の形質を変更する場合、汚染土壌又は特定有害物質が拡散しないよう、土地の形質の変更の施行方法について慎重な検討を要する。

地域森林計画 対象民有林	森林法	地域森林計画対象民有林は、森林法に基づく地域森林計画の対象として、県が森林の整備・保全の目標を定め、森林所有者等が計画的に森林の育成や管理に努めるべき森林である。 林地の開発や立木の伐採を行う場合は、森林法に基づく手続が必要。 また、森林整備等を補助事業により実施した区域では、一定期間、林地の転用や立木の伐採が制限されている。
砂防指定地	砂防法	治水上砂防のため、砂防設備の設置を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり防止 区域	地すべり等防 止法	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
区域名	根拠法令	概要（理由等）
急傾斜地崩壊 危険区域	急傾斜地の崩 壊による災害 の防止に関す る法律	崩壊のおそれのある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのあるもの及びその隣接地のうち当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。

土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の生命・財産等を脅かすリスクが高い。
洪水浸水想定区域	水防法	水防法第14条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、事業用太陽光発電設備の設置には、検討が必要である。
津波浸水想定 の区域及びこれに類する区域等	津波防災地域づくりに関する法律ほか	津波防災地域づくりに関する法律第8条に基づく津波浸水想定区域等津波により浸水が想定される区域では、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、事業用再生可能エネルギー発電設備の設置には、検討が必要である。
津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律	津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づく津波災害警戒区域では、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、事業用再生可能エネルギー発電設備の設置には、検討が必要である。
区域名	根拠法令	概要（理由等）
景観条例に定められた特に良好な景観を形成・保全する必要がある地区（重点地区、眺望景観保全地区等）	景観法（景観条例）	景観条例に基づく景観計画において、良好な景観を形成・保全するための重点地区、主要な眺望点等の地域が定められている場合は、景観形成基準を遵守するとともに、重点地区等を定める背景となった自然環境、土地利用、歴史・文化などの地域の特性に配慮することが必要である。

風致地区	都市計画法	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されている。
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合で、工事に先立ち記録保存のための発掘調査を実施する必要がある場合があること。また埋蔵文化財包蔵地の状況によっては、保全措置が必要な場合もあること。

(2) 事前協議

① 地域住民等との調整

ア 地域住民との調整に関する協議

事業者は、地域住民との調整を実施するに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催、戸別訪問など具体的な対応方法について、市と協議すること。

イ 丁寧な説明

事業計画の内容及び施工、維持管理、撤去・処分等の計画等について、地域住民に対し丁寧に説明し、理解を得た上で事業を進めること。

ウ 説明の方法

地域住民への説明に当たっては、事前に市と協議した方法において、当該地域住民の代表者らの同意を得た上で、説明すること。

また説明会等を開催した場合には、議事録を作成するなど、記録を保存しておくこと（頒布資料・出席者名簿等を添付することが望ましい）。（参考様式第1号）

さらに欠席者や説明ができなかった者に対しては資料配布等の対策を講じること。

エ 要望への対応

地域住民から、計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、丁寧かつ誠意をもって対応し、可能な範囲で地域振興（例：災害時における地区公民館等への電力供給など）に寄与できるよう配慮すること。又、その結果を市に報告すること。

地元地区又は自治会等との再生可能エネルギー発電設備の設置、運用、管理及び撤去に関する協定（合意）を締結した場合は、その写しを添付すること。

オ 同意書の取得

- (ア) 再生可能エネルギー発電事業について、事業区域に隣接する土地所有者からの同意書(様式第9号)の取得に努めること。
- (イ) 地元地区又は自治会からの同意書(様式第10号)の取得に努めること。

② 市との協議

ア 事業概要書の提出

事業者は再生可能エネルギー発電事業に係る法令の規定に基づく許可等の申請(国への事業認定申請を含む。)又は届出(電力会社への接続申込を含む。)の前までに、市所管課に対し計画している事業内容を記載した「事業概要書(様式第1号)」を提出すること。

提出後に記載内容に変更が生じた場合は、「事業内容変更届(様式第6号)」を提出すること。また、事業が中止となった場合には、その旨を速やかに連絡すること。

「事業概要書」には、設置予定場所、面積、事業者名、連絡先、発電設備概要、工事着工予定日、運転開始予定日等を記載すること。

また設置場所の概要が分かる図面(位置図、配置図、設計図など)のほか、地域住民等との間に合意した協定書等の写し又は取得した同意書等の写しを添付すること。

イ 法令手続、施工、維持管理等についての事前協議

事業の実施に当たり、以下の項目について市担当課と協議すること。

- (ア) 関係法令等(条例、ガイドライン、指導要綱等を含む。)に基づく手続き
- (イ) 文化財に関する事前照会及び協議
- (ウ) 施工に当たって配慮すべき事項への対応
- (エ) 適正な維持管理及び撤去・廃棄についての計画

③ 影響が予想される関係市への説明等

事業者は、再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする土地が市境界に隣接又は近接しており、他市の景観、環境等に影響を及ぼすことが予想される場合は、当該市の指示を仰ぎ説明を行う等適切に対応すること。

(3) 必要となる法令等の手続

手続が必要となる主な法令は以下のとおり。

名称	内容
建築基準法	架台下の空間を居住、執務、物品の保管等の屋内的用途に供するものは、建築確認申請や完了検査申請が必要となる。屋内的用途に供しないものは、申請は不要となる。
宅地造成等規制法 (宅造法)	宅地造成工事規制区域内で、宅地造成工事を施行しようとするときは、事前に県知事の許可を受けなければならない。この法律が適用されるのは、宅地以外の土地を宅地にするため、又は宅地において行う土地の形質の変更(宅地を宅地以外の土地にするものを除く。)が生じる場合。
自然公園法	「国立公園」「国定公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ① 特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、環境大臣又は県知事の許可が必要となる。 ② 普通地域：高さ13m又は延べ床面積1,000㎡を超える建築物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は県知事に届出を要す。 なお、特別地域内において、1ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査が必要となる。
静岡県立自然公園条例	「県立自然公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ① 特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、県知事又は市長の許可が必要となる。 ② 普通地域：高さ13m又は延べ床面積1,000㎡を超える建築物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、市長に届出が必要となる。 なお、特別地域内において、1ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査が必要となる。
自然環境保全法	静岡県内では、「大井川原生自然環境保全地域」が指定されている。 原生自然環境保全地域では、学術研究その他公益上の事由により特に必要と認める場合、又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合以外は、工作物の新・増・改築や土地の形質を変更する行為は禁止されている。

静岡県自然環境保全条例	「自然環境保全地域」については、保全計画に基づき特別地区、普通地区に分類指定されている。 ① 特別地区：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更などの行為は、県知事の許可を要す。 ② 普通地区：建物高さ10m又は延べ床面積200㎡、鉄塔高さ30mを超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、県知事に届出が必要となる。 なお、国指定の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、並びに自然公園区域、その他の法令で定める区域以外の区域において、土地の形質変更を伴う行為で自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると県知事が認める行為等については、自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定締結を求める場合がある。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	鳥獣保護区特別保護地区内における、建築物その他の工作物の新・改・増築、水面の埋め立て、又は干拓、木竹の伐採などの行為は県知事の許可が必要となる。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）	環境大臣が定めた生息地等保護区のうち管理地区内で次の行為を行う場合には環境大臣の許可が必要となる。 ア 建築物の新築、改築、増築 イ 宅地造成等の土地の形質の変更 ウ 鉱物や土石の採取 エ 水面の埋立、干拓 オ 河川、湖沼等の水位・水量の増減 カ 木竹の伐採 環境大臣が定めた生息地等保護区のうち監視地区内で次の行為を行う場合には環境大臣への届出が必要となる。 ア 建築物の新築、改築、増築 イ 宅地造成等の土地の形質の変更 ウ 鉱物や土石の採取 エ 水面の埋立、干拓 オ 河川、湖沼等の水位・水量の増減

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	再生可能エネルギー発電設備の設置に伴って生じた産業廃棄物を排出事業者が事業用地外（300㎡以上である場合）で自ら保管する場合には保管場所の県知事への届出が必要となる（法第12条第3項）。 法第15条の17により指定区域に指定されている土地の形質の変更をしようとする者は、行為に着手する30日前までに届出が必要となる（法第15条の19）。
静岡県環境影響評価条例	環境影響評価の対象となるものは以下のとおり。 ア 第1種事業（環境影響評価必須） 敷地面積50ha以上又は森林を伐採する区域の面積が20ha以上 イ 第2種事業（環境影響評価の必要性を個別判断） 敷地面積20ha以上50ha未満。ただし、特定地域内（鳥獣保護地域（特別保護区）又は国立・国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域の特別地域等）は敷地面積5ha以上
土壌汚染対策法	土地の形質の変更（掘削及び盛土）部分の合計面積が3,000㎡以上の場合、工事着手30日前までに届出が必要となる。ただし、以下の3点全てに該当する場合は届出する必要はない。 ア 土壌を敷地外に搬出しない。 イ 土壌の飛散や流出が伴わない。 ウ 掘削部分の最も深いところが50cm未満である。 「要措置区域」において土地の形質の変更を実施する場合、事前に、県知事等による確認を受けなければならない（要措置区域において形質変更は原則禁止）。 「形質変更時要届出区域」において土地の形質の変更を実施する場合、工事着手14日前までに届出が必要となる。
工場立地法	売電を目的としたメガソーラー等の太陽光発電設備は水力発電、地熱発電と同様に、工場立地法第6条に規定する届出の対象から除外。 ただし、工場立地法の届出に該当する特定工場において、敷地内に太陽光発電設備を設置する場合は、従来どおり工場立地法第8条の変更の届出をしなければならない。

農地法	太陽光発電設備を農地等に設置する場合、農地法第4条または第5条による農地転用の許可を受ける必要がある。 ア 自分が所有する農地を転用する場合の制限 イ 農地などを転用する目的で権利の設定又は移転を行う場合の制限 ただし、第1種農地については、農地転用は認められない。 なお、次の場合等は許可不要となる。 ウ 電気事業者が送電用、配電用の施設(電線の支持物及び開閉所に限る。)等の敷地に転用する場合
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域は、優良農地の確保と農業上の土地利用の明確化を目的として市が指定した区域であることから、農用地区域内において農業以外の土地利用はできない。例外として、国や地方公共団体が行う行為、一時的に農業以外の利用を行う行為、農業用施設を整備する行為等は認められる。 農用地区域内において、農業以外の土地利用を行う場合は、次に掲げる法令要件を満たす場合に農用地区域からの除外を行う必要がある。 ア 規模が必要最小限であること、事業実施が確実であること、他法令許可見込みが確実であること、農用地区域以外の区域で行うことが不可能であること。 イ 周辺農地の集団性や営農に支障を生じないこと。 ウ 地域の農業の担い手の営農に支障がないこと。 エ 土地改良施設への支障がないこと。 オ 土地改良事業完了後8年を経過していること。 農用地区域除外の手続は、地権者や事業計画者の申出に基づき、市が上記要件に照らしてその可否を決定するものであり、市の可否の決定の際には県の同意が必要である。
森林法	県知事が定めた地域森林計画の対象民有林内で開発行為を行う場合、林地開発許可又は伐採届出(伐採及び伐採後の造林の届出)の手続を行う必要がある。 保安林で立木の伐採を行う場合、許可や届出の手続を行う必要がある。また、保安林内で土地の形質変更等を行う場合、許可の手続を行う必要がある。

道路法	事業用地への通路設置等の道路工事を行う場合には道路管理者の承認が必要となる（第24条）。 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可が必要となる（第32条）。 道路を車両制限令で定める最高制限を上回る車両により通行する場合においては、道路管理者の許可が必要となる（第47条の2）。
砂防法	砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は県知事の許可が必要となる。 ア 施設又は工作物の新築・改築・移転又は除却 イ 竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬 ウ 土地の掘削・開墾・盛土・その他の土地の形状を変更する行為 エ 土砂又は砂れきの採取、集積または投棄 オ 鉱物の採掘、集積又は投棄 カ 芝草の掘取り キ 火入れ
地すべり等防止法	地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は県知事の許可が必要となる。 ア 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） イ 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ウ のり切又は切土で政令で定めるもの エ ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良 オ その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地災害防止	急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は県知事の許可が必要となる。 ア 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 イ ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造

法)	ウ のり切、切土、掘さく又は盛土 エ 立木竹の伐採 オ 木竹の滑下又は地引による搬出 カ 土石の採取又は集積 キ その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの
河川法	河川区域内で土地を占用（第24条）、工作物の新築・改築・除却（第26条第1項）、土地の掘削・盛土等の形状変更（第27条第1項）等をする場合には河川管理者の許可が必要となる。また河川管理者が指定した河川保全区域内及び河川予定地内で土地の掘削・盛土等の形状変更、工作物の新築・改築をする場合には河川管理者の許可が必要となる。
海岸法	海岸保全区域内又は一般公共海岸区域内で工作物を設置して土地の占用、土地の掘削、盛土・切土等の一定の行為をする場合には海岸管理者の許可が必要となる。
港湾法	県知事が指定した港湾区域内で土地を占用又は港湾隣接地域内で一定の工事（構築物の建設）を行う場合には県知事の許可が必要となる。
国土利用計画法	一定規模以上の土地売買等の契約をしたときは、権利取得者は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的（メガソーラーの建設）等を記入した土地売買等届出書に必要な書類を添付して契約を結んだ日を含めて2週間以内に県知事又は政令市の長に届け出なければならない。 届出が必要な土地売買等の契約は、市街化区域が2,000㎡以上、市街化調整区域・非線引きの都市計画区域が5,000㎡以上、都市計画区域外が10,000㎡以上の契約である。 土地売買等には、交換、地上権・賃借権の設定・譲渡を含むが、使用貸借権や権利金・一時金が支払われない賃借権（例えば、月極又は年極の地代のみを支払う契約である場合）の設定・譲渡は含まない。 届出を受けた県知事又は市長は、利用目的について審査を行い、メガソーラーの建設が、土地利用基本計画などの公表された土地利用に関する計画に適合しない場合は、利用目的の変更を勧告することがある。また、適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることがある。

都市計画法	開発行為、すなわち主として建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。
静岡県土採取等規制条例	土の採取等（切土その他の土地の掘削、埋土又は盛土）に伴う災害の防止及び跡地の緑化等を図るため、土の採取等を行おうとする者は、静岡県土採取等規制条例及び同規則に規定する適用除外の場合を除き、あらかじめ土の採取等の計画について届出をしなければならない。
景観法	景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、景観計画を策定し、良好な景観に関する基本的な方針や行為の制限に関する事項等を定め、建築物等の形態、色彩等の規制誘導を行う。
文化財保護法 静岡県文化財保護条例	古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は各地方公共団体の条例により、史跡名勝天然記念物に指定されている。 やむをえず建築・土木工事等により現状を変更する場合又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、事前に文化庁長官又は県・市の教育委員会への許可申請が必要である。 工事内容や場所により許可されない場合があるため、計画段階で事業予定地の市文化財所管課等に確認すること。 埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と呼んでいる。文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手続及び工事中に遺跡を発見した場合の届出等の手続を定めている。 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、記録保存のための本発掘調査が必要となる場合があるため、工事計画段階から事業予定地の市文化財所管課に情報提供すること。

菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱	菊川市内全域において、原則として1,000平方メートル以上の土地利用事業(店舗、工場建設、宅地分譲など)を行う場合は、「菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づき、事前に市長の承認が必要となる。 災害を防止するとともに、良好な自然と生活環境の確保に努めることを目的としている。 内容の詳細については、市都市計画課都市計画係に確認すること。
菊川市ため池への太陽光発電施設の設置に関するマニュアル	太陽光発電施設の設置箇所が陸上のみならず、ため池等の水面への設置される事案への対応について、技術的要件をまとめ、環境及びため池の機能等に影響を及ぼさない事業の推進を目的とし、該当事業の場合は届出すること。

次項からは、土地開発、発電設備の設計及び施行段階における遵守事項について事業用太陽光発電設備について取り上げる。その他の再生可能エネルギー発電設備についても経済産業省の「事業計画策定ガイドライン」を遵守し実施すること。尚、事業計画策定ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合、再エネ特措法の改善命令、認定の取消措置が講じられることがあるため十分に注意すること。

8 設計・施工

(1) 土地開発の設計

① 関係法令及び条例の遵守

上記「7 (3) 必要となる法令等の手続」を参考に、設置を計画している土地に対し、規制されている法令等を把握し、必要な手続をとること。各法令等に関する担当窓口は、別冊の「関係法令等・窓口一覧表」を参考とすること。

② 防災・安全面の配慮

設置を計画している土地の地盤等については、文献調査や現地調査などの事前調査を入念に行ない、下記における対策を講じ、防災・安全面に配慮すること。

ア 軟弱地盤への対応

不同沈下が生じないように、地盤改良等の対策工などの措置を講じる

こと。

イ 盛土・切土面の保護

擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などで法面の保護対策を講じること。

ウ がけ崩れ・土砂流出対策

開発区域内の地下水を排出する排水施設や擁壁などを適切に設置すること。

エ がけ地対策

がけ地の近隣に設置する場合、がけ肩からの離隔、がけ肩沿い排水擁壁の設置などでがけ地の崩落対策を講じること。

オ 湧き水対策

地下排水管の設置など適切な措置を講じること。

カ 雨水・排水対策

集中豪雨等の降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策（排水路改修、調整池等の設置等）を講じること。

③ 環境への配慮

ア 生活用水等への配慮

地下水や湧水を上水など生活に利用している地域では、水質の悪化や水量の低下を生じないような措置を講じること。また土砂の流出等により水源の水質が悪化しないような対策も講じること。

イ 動植物の保護

重要種の生育・生息が確認される場合には、「ふじのくに生物多様性地域戦略」に定める静岡県版レッドデータブック掲載種の保護方針に基づき、回避、低減、代償措置を実施すること。

④ 景観への配慮

ア 景観計画の尊重

景観計画に規定された景観形成基準のみならず、当該地区の景観形成の理念、方針、特性等を十分に把握し、これを尊重すること。

イ 設置による影響の適切な把握

景観計画において保全すべき地域の優れた景観として示された次のような景観については、その景観の視点場を適切に把握するとともに、フォトモンタージュ等のシミュレーションにより設置による影響を明らかにし、必要に応じて対策を講じること。特に、主要な眺望点からの眺望景観には留意すること。

- (ア) 主要な眺望点からの眺望景観
- (イ) 山並み、丘陵、河川、湖沼、海岸等自然景観
- (ウ) 史跡、名勝等歴史的・文化的な景観
- (エ) 市街地、住宅地等街並み景観
- (オ) 棚田、果樹園、森林等、農山村の田園風景
- (カ) 保養地、別荘地等の景観

ウ 稜線の保全

尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合は、樹木の伐採による稜線の連続性の断絶や当該設備の稜線からの突出等により山並みの眺望等に違和感を与えやすいことから、影響を及ぼす場合は設置を避けること。

エ 目隠し等の措置

公共的な施設（道路、公園等）や住宅地、観光施設等に近接する場合は、通行者、通行車両、施設利用者等から直接見えないよう、設備の配置について工夫するとともに適切な囲いや植栽等により景観上有効な遮蔽措置を講じること。

オ 太陽電池モジュール及び架台の色彩

太陽電池モジュールは、黒又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度の目立たないものとし、低反射で模様が目立たないものとする。また、架台もモジュールと同様とするよう努め、周囲と調和した目立たない色彩とすること。

⑤ 処分への配慮

パネルの選定に当たり、リサイクルのしやすさを考慮に入れて選定すること。

(2) 発電設備の設計

① 適切な設計委託

設計を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、設計委託先に対して、適切な設計の実施を求めるとともに、その結果の確認を行うこと。

② 安全等に配慮した設計

電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行うこと。

また防災、環境保全、景観保全、消防活動を考慮し、さらに保守点検及び維持管理の際に必要な作業を考慮した設計を行うように努めること。

③ 基準等に基づいた設計の実施

太陽光発電に関する電技省令及び電技解釈に対する具体的な仕様については、日本工業規格（JIS規格）において定められているものが多いため、これらを参考にし、設計すること。また民間等が作成したガイドラインや解説書（例：地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2017年版（（一社）太陽光発電協会ほか）、太陽光発電事業の評価ガイド（太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会／2018年））も参考にし、設計するよう努めること。

設計したものがJIS規格や「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン（2017年版）」に適合しているか否かについて、第三者（当該事業者から設計委託を受けていない設計会社、業界団体及び建設コンサルタントなど）による設計照査などを行い、適合の確認を受けるよう努めること。

（３）施工

① 安全等に配慮した適切な施工

ア 法令等の遵守

関係法令及び条例の規定に従い、施工を行うこと。施工を委託する場合には、必要な資格を有する者が施工を行うとともに、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、施工委託先に対して、関係法令及び条例を遵守した適切な施工を求めるとともに、施工状況及びその結果の確認を行うこと。

イ 工事の際の安全の確保

工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、地元関係者からさらなる安全確保についての要請があった場合は、誠意をもって対応すること。また、工事中の土砂流出及び粉じん対策として、必要に応じて、素掘り側溝・小堤、排水処理施設、防塵ネットの設置等を行うこと。

ウ 適切な廃棄物処理

設置工事に伴う資材が周辺に影響を及ぼさないように配慮すること。また、伐採木などの廃棄物等については、関係法令や条例、市の指導等に従い、適切に処理するように努めること。施工を委託する場合、施工委託先に対して、同様の配慮や適切な処理を求めるとともに、設置工事に伴う廃棄物等が適切に処理されていることを自らも確認するように努めること。

また、廃棄物が残置されている場合や、施工区域内に廃棄物を発見した場合は、施工委託先に対して、適切に処理が行われるよう指導に努めること。

エ 標識の表示

太陽光発電事業者は、土地開発・造成後、発電設備の外部から見え

やすい場所に、F I T法の再生可能エネルギー発電事業計画における各項目について記載した標識を速やかに掲示すること（出力20kW以上は事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）において遵守事項となっている。）。

② 周辺環境への配慮

ア 騒音対策

工事期間中の大型車両の通行や工事等に伴う騒音や振動について、適切な対策を講じること。

イ 濁水対策

工事により公共用水域の水質が悪化しないような対策を講じること。

ウ 関係者以外の立入防止措置

外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講じること。

エ 緩衝帯の設置

パワーコンディショナー等からの騒音や振動の影響を緩和するため緑地その他の緩衝帯を設ける等の措置を行うこと。

オ パネルの反射光対策

事前に地域住民の理解を得るとともに、必要に応じて、パネルを低反射タイプにしたり、傾きを調整するなどの対策を講じること。

③ 工事に関する進捗報告

ア 工事着手に関する届出

工事を着手しようとする30日前までに「工事着手届（様式第2号）」を提出すること。なお、提出においては、工事着手に必要な許認可証の写しも添付すること。

イ 工事完了に関する届出

工事が完了した場合には完了後30日以内に「工事完了届（様式第3号）」を提出すること。

9 維持管理

(1) 保守点検及び維持管理に係る実施計画の策定及び体制の構築

保守点検及び維持管理計画の策定、体制の構築に当たっては、民間団体が定めるガイドライン等（例：太陽光発電システムの保守点検ガイドライン（（一社）日本電機工業会・（一社）太陽光発電協会／2016年、太陽光発電事業の評価ガイド（太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会／2018年））を参考にし、当該ガイドライン等で示す内容と同等又はそれ以上の内容により、事業実施体制を構築するように努めること。

また、保守点検及び維持管理計画を事業実施期間にわたって保管すること。

(2) 保安規程等に基づく点検

出力50kW以上の自家用電気工作物の太陽光発電設備の運用に当たっては、電気事業法に基づき届け出た保安規程の内容を遵守すること。

(3) 適切な管理

① 結果の記録・保管

実施計画どおり保守点検及び維持管理を行うとともに、結果について記録、保管すること。また定期的に発電量を計測し、記録するよう努めること。

② 地域住民への配慮

当該事業に関し、地域住民と協定書等により合意した事項がある場合には、その内容を遵守すること。

③ 周辺環境への配慮

事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること。特に除草剤などを散布する場合、事前に散布の日時等について、市及び地域住民への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。

(4) 維持管理に関する進捗報告

① 運転開始に関する届出

運転を開始しようとする30日前までに「運転開始届（様式第4号）」を提出すること。また関連法令の検査済証（完了届）の写しを添付すること。

② 稼働状況に関する届出

事業年度に係る1年間の稼働状況について、翌年度の4月末までに「稼働状況報告書（様式第5号）」により報告すること。

③ 事業の変更に関する届出

太陽光発電設備の譲渡等により事業者が変更した場合など、「事業概

要書（様式第1号）」の記載内容に変更が生じた場合は、「事業内容変更届（様式第6号）」を提出すること。

（5）非常時の対処

① 関係者との連携体制の構築

発電設備の事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生したときの対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制を構築すること。

② 迅速な対応の実施

落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認すること。

また、発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市及び地域住民へ速やかにその旨を連絡し、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じること。被害が発生し、損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応を行うこと。

10 撤去・処分

（1）法令等に基づく適正な撤去・処分

事業を終了した発電設備について、撤去までの期間、建築基準法の規定に適合するように適切に維持管理すること。また、発電設備の撤去及び処分に当たっては、使用済太陽光パネルが産業廃棄物となることから、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに撤去を行うこと。

なお、処分に当たっては、環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」等を参照し、極力、リサイクルを行うように努めること。

また、事業終了後に発電設備の適切な撤去及び処分を行うため、必要となる費用の積立を計画的かつ確実に行うこと。

（2）撤去・処分の手続等

① 太陽光発電事業終了届

当該太陽光発電事業を終了したときは、終了後30日以内に「太陽光発電事業終了届（様式第7号）」を提出すること。

② 太陽光発電設備撤去完了届

当該太陽光発電設備を撤去した場合には、撤去後30日以内に「太陽光発電設備撤去完了届（様式第8号）」を提出すること。

③ 処分費用の積立

事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定すること。また上記「稼働状況報告書（様式第5号）」により、毎年度末時点の積立状況を報告すること。

④ 地域住民との合意事項

事業終了後の設備の撤去など自治体や地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。

11 指導、助言及び改善命令

（１）立入調査

市長は、このガイドラインの施行に関し必要な限度において、事業者の同意を得て関係職員等を事業地内に立ち入らせ、調査させることができるものとする。

（２）助言・指導

市長は、環境の保全のため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な助言又は指導をすることができる。

（３）改善命令

市長は、前項の規定による助言又は指導に対して事業者が必要な措置をとらなかった場合は、当該事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう改善命令をすることができる。なお、改善命令に従わない場合は、経済産業省へ情報提供を行うものとする。国のガイドラインの遵守事項に違反した場合、再エネ特措法に規程する改善命令、認定の取消し措置が講じられることがあるため注意すること。

12 その他

（１）本ガイドラインの適用時期

① 施行期日

このガイドラインは、令和元年9月1日から施行する。

このガイドラインは、令和3年9月1日から施行する。

このガイドラインは、令和5年6月15日から施行する。

② 経過措置

このガイドライン施行の際、すでに着工又は稼働している太陽光発電設備については、従前の例による。

(2) 届出様式

様式第1号 (7 (2) ②ア関係)

事業概要書

年 月 日

菊川市長 宛
(事業者) 所在地

商号または名称

代表者

菊川市再生可能エネルギー発電設備の適正導入に向けたガイドライン「7 (2) ②ア」に基づく、事業概要書を提出します。

記

(事業概要)

発電所名称		
設置予定場所 (住所)		菊川市
事業予定地の敷地面積 (㎡)		
発電事業者	商号または名称	
	所在地	
	代表者	
	担当者 (連絡先)	
発電設備概要※		
工事着工予定日		
運転開始予定日		
特記事項		

※発電設備の概要が分かる図面 (位置図、配置図、設計図など) を添付すること。

様式第2号（8（3）③ア関係）

工事着手届

年 月 日

菊川市長 宛
(事業者) 所在地

商号または名称

代表者

菊川市再生可能エネルギー発電設備の適正導入に向けたガイドライン「8（3）③ア」に基づく、工事着手届を提出します。

記

発電所名称		
設置場所（住所）		菊川市
工事着手日		
工事完了予定日		
工事施工者	所在地	
	名称	
	代表者	
	担当連絡先	

様式第3号（8（3）③イ関係）

工事完了届

年 月 日

菊川市長 宛
(事業者) 所在地

商号または名称

代表者

菊川市再生可能エネルギー発電設備の適正導入に向けたガイドライン「8（3）③イ」に基づく、工事完了届を提出します。

記

発電所名称		
設置場所（住所）		菊川市
工事着手日		
工事完了日		
工事施工者	所在地	
	名称	
	代表者	
	担当連絡先	

様式第4号（9（4）①関係）

運転開始届

年 月 日

菊川市長 宛
(事業者) 所在地

商号または名称

代表者

菊川市再生可能エネルギー発電設備の適正導入に向けたガイドライン「9（4）①」に基づく、運転開始届を提出します。

記

発電所名称		
設置場所（住所）		菊川市
事業地の敷地面積（㎡）		
発電事業者	商号または名称	
	所在地	
	代表者	
	担当者（連絡先）	
発電設備概要※		
運転開始予定日		
特記事項		

※関連法令の検査済証（完了届）の写しを添付すること。

様式第5号（9（4）②関係）

稼働状況報告書

年 月 日

菊川市長 宛
(事業者) 所在地

商号または名称

代表者

菊川市再生可能エネルギー発電設備の適正導入に向けたガイドライン「9（4）②」に基づく、稼働状況報告書を提出します。

記

1 発電所概要

発電所名称	
設置場所（住所）	菊川市

2 報告対象期間 年4月1日から 年3月31日まで

3 稼働状況（発電実績等）

月	発電量（kW）	特記事項
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		

4 処分費用の積立状況

円	年3月31日現在
(処分費用に対する積立率： %)	

—

様式第 6 号 (7 (2) ②ア及び 9 (4) ③関係)
事業内容変更届

年 月 日

菊川市長 宛
(事業者) 所在地

商号または名称

代表者

菊川市再生可能エネルギー発電設備の適正導入に向けたガイドライン「7 (2) ②ア及び 9 (4) ③」に基づく、事業内容変更届を提出します。

記

発電所名称	
設置予定場所 (住所)	菊川市

(変更内容※)

項目	変更前	変更後

※変更の内容が分かる資料を添付すること。

様式第 7 号 (10 (2) ①関係)

再生可能エネルギー発電事業終了届

年 月 日

菊川市長 宛

(事業者) 所在地

商号または名称

代表者

菊川市再生可能エネルギー発電設備の適正導入に向けたガイドライン「10 (2) ①」に基づく、太陽光発電事業終了届を提出します。

記

発電所名称		
設置場所 (住所)		菊川市
事業地の敷地面積 (㎡)		
発電事業者	商号または名称	
	所在地	
	代表者	
	担当者 (連絡先)	
発電設備概要※		
終了日		
特記事項		

※発電設備の概要が分かる図面 (位置図、配置図など) を添付すること。

様式第8号（10（2）②関係）

再生可能エネルギー発電設備撤去完了届

年 月 日

菊川市長 宛

（事業者） 所在地

商号または名称

代表者

菊川市再生可能エネルギー発電設備の適正導入に向けたガイドライン「10（2）②」に基づく、再生可能エネルギー発電設備撤去完了届を提出します。

記

発電所名称		
設置場所（住所）		菊川市
事業地の敷地面積（㎡）		
発電事業者	商号または名称	
	所在地	
	代表者	
	担当者（連絡先）	
発電設備概要※		
終了日		
特記事項		

※発電設備の概要が分かる図面（位置図）を添付すること。

様式第9号（7（2）①オ(ア)関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置に係る隣地所有者からの同意書

年 月 日

（事業者） 住所

氏名 様

（権利者） 住所
氏名
（電話 ）

私が権利を有する次の土地について、隣接する土地への再生可能エネルギー発電設備設置を行うことに同意します。

なお、当該設備は、菊川市再生可能エネルギー発電設備の適正導入に向けたガイドラインを遵守し適正な維持管理に努めることを条件とします。

土地の種類	所在及び地番	面 積 m ²	権利の種類	摘 要

様式第10号（7（2）①オ(イ)関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置に係る（地区・自治会）同意書

年 月 日

（事業者） 住所

氏名 様

（代表者） 住所

氏名

（電話 ）

次の土地について、再生可能エネルギー発電設備設置を行うことに同意します。
 なお、当該設備は、菊川市再生可能エネルギー発電設備の適正導入に向けたガイドラインを遵守し適正な維持管理に努めることを条件とします。

土地の種類	所在及び地番	面 積 m ²	権利の種類	摘 要

※地元住民等との協定書等により合意した事項がある場合は、その写しをまた協定書等ない場合は、協議書類及びその結果の写しを添付すること。

参考様式第 1 号（7（2）①ウ関係）

地域住民への説明会等実施結果報告書

年 月 日

菊川市長 宛

（事業者） 所在地

商号又は名称

代表者

菊川市再生可能エネルギー発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく、
地域住民への説明会等実施結果報告書を提出します。

記

発電所名称	
設置場所（所在地）	
実施日時	
実施場所	
説明者	
参加者	参加者数（ ）人 ／ 説明対象者数（ ）人
参加者からの 主な意見	
上記意見に対する 対応方針	